

(案)

令和7年度 PPA 方式による公共施設への太陽光発電設備導入事業
に関する基本協定書

吹田市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「受注者」という。）は、吹田市の公共施設において PPA 方式により太陽光発電設備を導入するため、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、令和7年度 PPA 方式による公共施設への太陽光発電設備導入事業の公募型プロポーザルによる選定で、最優秀提案事業者から提出された企画提案書等（以下「提案書」という。）に基づいて行う事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、必要な事項について定めることを目的とする。

（事業の実施）

第2条 受注者は、本事業の実施にあたり、本協定のほか、関係法令、実施要領、仕様書、作成要領、提案書及び公募に係る質問書と回答書の内容を遵守しなければならない。

2 受注者は、本事業の実施にあたり、提案書の内容に沿って実施するよう努めるものとし、提案書の内容と異なる方法により本事業を実施する場合は、発注者受注者協議の上、対応を決定するものとする。なお、受注者は、提案書及び協議により決定した内容を踏まえた工事工程表・施工計画書等を作成し、発注者に提出し、承認を得ること。

3 受注者は、自家消費について適切な検証手法を検討した上で、必要な計測機器等を設置し、第二中学校（以下「対象施設」という。）における発電した電力の自家消費量について、編集可能な電子データにより、年度単位で翌年度の4月30日までに遅滞なく報告するものとする。なお、「自家消費」とは、第5条第1項に定める設備による発電分のうち、発注者が消費する電力量を指す。

4 前項に規定する報告義務は、第3条に規定する実施期間の最終年度の次の年度までとする。

5 受注者が第5条第1項に定める設備の運転を行う期間は、第6条による契約書に定める対象施設に発電電力の供給を開始する日から20年間とする。

6 発注者は、本事業の状況について受注者による調査を希望する場合は、受注者に希望する調査内容を申し入れることができる。この場合、発注者及び受注者は、調査の内容、期間及び費用負担等について協議の上、決定するものとする。

7 発注者は、前項の調査又は報告により、本事業が適切に実施されていないと認める場合は、受注者に対し、その改善を指示することができる。

8 受注者は、発注者から前項の指示を受けた場合は、合理的な範囲でその指示に従わなければならない。

9 受注者は、本事業において、国庫補助事業を活用して設備を導入する場合は、国庫補助事業に係る公募要領等の内容を遵守しなければならない。

(案)

(事業の実施期間)

第3条 本事業の実施期間（以下「事業期間」という。）は、本協定締結日から第5条第1項に定める設備及びそれに係る全ての設備を撤去の上で原状復帰するまで、又は発注者が認めた場合、設備を発注者に無償譲渡するまでとする。

(協定の有効期間)

第4条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、本協定に特に定めるものを除き、本協定締結日から事業期間終了日までとする。ただし、発注者及び受注者が別途書面により合意した場合はこの限りではない。

(設置工事等)

第5条 受注者は、PPA方式により、受注者が発注者の需要に応じて電力を供給するために必要となる太陽光発電設備（太陽光パネル、パワーコンディショナー等）、蓄電池設備、モニタリング設備、その他電力を供給し、また維持・管理するにあたって必要となる機器等（以下「本設備」という。）を工事により、対象施設に設置（以下「設置工事」という。）しなければならない。

2 受注者は、設置工事を本協定締結の後に着手し、令和〇年〇月末日までに完了させなければならない。なお、国庫補助事業を活用して設備を導入する場合、当該事業の公募要領等の内容に遵守したスケジュールで事業を完了しなければならない。

3 対象施設に起因する事情により対象施設、本設備の内容又は着手時期について、やむを得ず変更する必要がある場合は別途協議するものとする。

4 受注者は、設置工事完了日から〇日以内に、発注者に対し完了報告書を提出しなければならない。

5 完了報告書を提出後、受注者は設備について発注者の検査を受けるものとする。

(電力供給契約の締結)

第6条 発注者は、設置工事完了により、電力会社の配電線網（系統）に発電設備を接続しての運転（連系運転）開始が可能となったことを確認したときは、速やかに受注者と本設備により発電された電力に係る電力供給契約を本協定及び実施要領の内容に基づき締結するものとする。

(設備設置等に係る費用負担等)

第7条 本事業の実施に係る設備の設置、維持管理及び撤去に関する費用は受注者が負担する

2 乙による設備設置工事に伴い発生する電気主任技術者に係る費用は発注者が負担とする。

(設備等の譲渡)

第8条 発注者及び受注者は、本事業に係る権利義務及び本設備について、第三者に譲渡し、継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、事前に書面により相手側に申請し、承諾を得た場合はこの限りではない。

(案)

(設備等設置場所への立入り)

第9条 受注者及び本事業に関して受注者が下請負又は受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）は、本設備等の設置、維持管理及び撤去をするため、対象施設に立ち入ることができる。

2 前項の規定による立入りは、対象施設を管理する者等と事前に調整した上で立ち入る日時を決定し、立ち入る際は身分等を証する書類を提示しなければならない（災害等の緊急対応時を除く。）。

(PPA サービス料金の設定等)

第10条 発注者は、本設備において発電した電力の使用量に応じて、受注者にその対価（以下「PPA サービス料金」という。）を支払うものとする。

2 PPA サービス料金は、提案額〇〇.〇円/kWh（消費税及び地方消費税を含む）を原則超えないこととする。

(環境教育・学習等)

第11条 受注者は、発注者が行う環境教育・学習等に対して、積極的に協力するものとする。

(公租公課)

第12条 本設備に賦課される公租公課は、受注者が負担するものとする。

(緊急時の対応)

第13条 受注者は、本事業の実施にあたり、事故、災害等に対応するための体制を整備し、その体制について書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、本設備に関して事故、災害等による不具合が発生したときは、直ちに発注者に報告するとともに、速やかに実態を把握し、復旧のための適切な措置を講じ、当該不具合等の再発防止のための対応を行うものとする。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第14条 受注者は、本協定の履行において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため若しくは不当な目的に使用してはならない。本協定の期間満了、解除後も同様とする。

2 受注者は、本協定の従事者（従事していた者を含む。）に対して前項の義務と同様の義務を課すために、教育等の必要な措置を講じなければならない。

3 受注者は、本協定の履行において個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(各種関係手続)

第15条 本協定の実施に当たって、各種法令の規定に基づく届出等手続を要する場合には、受注者が所管官庁等にて必要な手続を行わなければならない。

(案)

(全部委託の禁止等)

第16条 受注者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、本事業の一部を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって発注者に申請し、発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の規定により委託を行う場合は、当該委託先に本協定の規定を遵守させなければならない。

(リスク分担)

第17条 協定期間における発注者受注者の予想されるリスクと責任分担は、別紙の予想されるリスクと責任分担のとおりとする。ただし、別紙に定めるもの以外の事項については、発注者受注者協議の上、決定するものとする。

(発注者の禁止事項)

第18条 発注者は、以下の各号の事項を行わず、又は第三者をして行わせてはならない。ただし、受注者による事前の書面による承諾を受けた場合はこの限りではない。

(1) 本協定に基づく発注者の地位を第三者に譲渡し、又は担保に供すること

(2) 対象施設に、本設備に照射する太陽光を遮断し、又は減少させる工作物等を設置すること

(3) 本設備等に不具合を生じさせる行為及びその可能性のある行為並びに本設備等の正常な稼働を妨げる行為及びその可能性のある行為を行うこと

(4) 本設備等に係る受注者の権利を侵害する行為を行うこと

(5) 受注者又は受注者の委託先の本協定に従った対象施設への立入り及び本件場所付随施設等の使用を妨げること

(6) 本件場所について、本設備の設置又は維持に必要な範囲を下回る面積に使用を制限すること

2 発注者は、前項で定めた内容に反する場合は、受注者の指示に従い、発注者がその責任と費用負担において、当該違反を直ちに解消する。

(受注者の禁止事項)

第19条 受注者は、以下の各号の事項を行わず、又は第三者をして行わせてはならない。ただし、発注者による事前の書面による承諾を受けた場合はこの限りではない。

(1) 本協定に基づく受注者の地位を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供すること

(2) 本件場所の全部若しくは一部を第三者に転貸し、又は本設備等の全部若しくは一部を第三者に賃貸すること

(3) 本件場所の原状を変更すること（ただし、本事業を実施するために必要な限度で行う変更又は災害等の緊急対応時を除く。）

(4) 不潔、悪臭を発する等、衛生上有害な行為を行うこと

(発注者による本協定の解除等)

第20条 発注者は、次のいずれかに該当すると認められるときは、受注者に対して書面により通知した上で、事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 受注者が本協定又は関係法令に違反したとき

(2) 受注者が受注者の責めに帰すべき事由によって本協定に定める事項を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき

2 発注者は、次のいずれかに該当すると認められる場合には、通知をすることなく本協定を解除することができる。

(1) 受注者が本協定又は関係法令に違反し、かつ、発注者が相当の期間を定めて改善を指示してもその状態が解消されないとき

(2) 受注者が経営状況等の悪化により、事業を適切に実施できない恐れがあると認められる相当の理由があるとき

(受注者による本協定の解除)

第21条 受注者は、発注者が本協定に反し、かつ、受注者が相当の期間を定めて催告してもその状態が解消されない場合には、発注者に対して書面により通知した上で、本協定を解除することができる。

(解除後の処理)

第22条 発注者は、第20条に基づき本協定を解除したことにより損害が生じたときは、受注者に対しその通常かつ直接の賠償を求めることができる。

2 受注者は、第21条に基づき本協定を解除したことにより損害が生じたときは、発注者に対し、現に負担した費用及び逸失利益を上限に、その賠償を求めることができる。

(損害賠償等)

第23条 発注者は、自己の責に帰すべき事由により本協定に起因して第三者から苦情等の請求がなされた場合、又は第三者に対して損害を与えた場合は、自己の責任と費用をもって処理・解決するものとする。発注者が本協定の履行にあたって第三者に対して苦情等の請求を行う場合、又は第三者から損害を被った場合も同様とする。

2 発注者は、発注者がその故意又は過失により受注者に損害を与えた場合、受注者に対して、当該損害の賠償を行うものとする。

3 受注者は、自己の責に帰すべき事由により本協定に起因して第三者から苦情等の請求がなされた場合、又は第三者に対して損害を与えた場合は、自己の責任と費用をもって処理・解決するものとする。受注者が本協定の履行にあたって第三者に対して苦情等の請求を行う場合、又は第三者から損害を被った場合も同様とする。

4 受注者は、受注者がその故意又は過失により発注者に損害を与えた場合、発注者に対して、当該損害の賠償を行うものとする。

5 受注者は、自己の都合により協定期間の途中で事業を中止した場合は、自己の負担により設備の撤去を行い、屋上等の原状復帰を行う又は、発注者の承諾を得て、本設備を発注者に無償

(案)

譲渡することとする。

(契約不適合責任)

第24条 受注者は、対象施設内で本事業を遂行する上で影響のない程度の軽微な隠れた不適合を発見しても、発注者に対し損害賠償等の請求をすることができない。

(著作権の侵害の防止)

第25条 受注者は、受注者が作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを発注者に対して保証する。

2 受注者は、受注者が作成した成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者の負担により対応しなければならない。

(特許権等の使用)

第26条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(天災等不可抗力)

第27条 天災等の発注者又は受注者のいずれの責にも帰すべからざる事由により本協定に基づく義務を履行できない場合は、発注者受注者協議の上、次のいずれかによることとする。

(1) 天災等不可抗力による状況が改善されるまで、発注者又は受注者の義務を一時停止し、本協定を有効なものとして継続する。

(2) 発注者又は受注者は相手方に対しての義務を履行することが不可能となったとき、10日前までに通告を行った上で、本協定を終了する。

2 前条第2号のとき、発注者又は受注者が本協定に基づき履行に要した費用については、終了の時点まで自己が負担した分に対し、相手方に請求しない。

(届出義務)

第28条 受注者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合は、直ちに書面により発注者に届け出なければならない。

(1) 受注者の本店所在地、主たる事務所の所在地、商号、名称を変更した場合

(2) 受注者が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続の申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合

(3) 受注者が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(4) 受注者が、本事業の実施に関し、第三者との間で紛争を生じ、又は第三者に損害を与えた場合

(5) 受注者が、本事業の実施に関し、地震、火災、風水害、盗難その他の事由により、損害を被

(案)

った場合

(6) 本事業の実施に関し、本設備が滅失又は毀損した場合

(管轄裁判所)

第29条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調定その他の法的手続きの管轄については、発注者の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

2 前項の規定による適用法令は、日本国内法とする。

(その他)

第30条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者受注者で協議の上、決定するものとする。

本協定を証するため、本書〇通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 吹田市

代表者 吹田市長 後藤 圭二 (印)

受注者 所在地 ●●県●●市●●町●番地

商号又は名称 ●●●●株式会社

代表者 代表取締役 ●●●● (印)

(案)

予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	募集要項の誤り	実施要領や仕様書等の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○
	第三者賠償	設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○
	法令・条例の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更		○
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険		○
	事業の中止・延期	市の指示によるもの（瑕疵を除く）	○	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
計画・設計段階	契約不適合責任	設備に係る隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	協議	
	物価	物価変動		○
	応募にかかる費用	応募コストの負担（補助金が採択されなかった場合も含む。）		○
	資金調達	必要な資金の確保に関する事		○
建設段階	物価	物価変動		○
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整		○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給（運転）開始の遅延		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○
支払関連	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○	
		目的外使用料等の支払が遅延する場合の事業継続不能（目的外使用料等の支払が必要な場合のみ適用）		○
	金利	市中金利の変動		○
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、市の責による事業内容の変更	○	
	維持管理費の上昇	上記以外の要因による維持管理費用の増大		○
	天候不良	天候不良による発電量の減少		○

(案)

	設備損傷	第三者（施設利用者等）の瑕疵による設備の損傷		○
	市施設損傷	設備に係る事故・火災による市の施設及び設備の損傷		○
		設備に起因する市の施設への障害		○
		施設に起因する事故・火災による市の施設及び設備の損傷	○	
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営・業務への障害		○